

## 令和 2 年度災害廃棄物対策推進検討会 開催要綱（案）

### 1. 目的

近年、自然災害が頻発化、激甚化してきており、全国各地で豪雨や地震等により膨大な災害廃棄物が発生している。

環境省では、南海トラフ地震や首都直下地震等、東日本大震災以上の規模の自然災害（以下「大規模災害」という。）に備え、平成 25 年度から平成 27 年度まで「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を、平成 28 年度から「災害廃棄物対策推進検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、災害廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めてきた。令和元年度は平成 31 年度にとりまとめられた提言「災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方について（平成 31 年 3 月）」を受け、①南海トラフ地震を対象にした四国ブロックの災害廃棄物処理シナリオの検討、②災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方、③市区町村が災害時初動対応を検討する際に参考となるよう「災害時の一般廃棄物処理に関する災害時初動対応の手引き」を作成し、その成果及び今後取組むべき課題を「災害廃棄物対策に関して今後検討すべき事項とその進め方について（令和 2 年 3 月）」としてとりまとめた。

本検討会は、これらの成果に基づき、大規模災害に備えた災害廃棄物対策の具体化を進めること等を目的として開催する。

### 2. 検討事項

検討会での検討事項は、次の事項とする。

- ①災害廃棄物処理システムや技術に関する事項
- ②災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方に関する事項
- ③一般廃棄物処理に関する災害時初動対応に関する事項
- ④その他検討会が必要と認める事項

### 3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、廃棄物処理、防災等の分野について知見を有する学識経験者から、環境再生・資源循環局長が委嘱する者をもって構成する。

- (2) 検討会には座長を置く。座長は会議の議事運営に当たる。
- (3) 座長は委員の互選により定める。座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 検討会では、必要に応じ、委員以外の知見を有する者から意見を聴取する。
- (5) 検討会には、必要に応じ、学識経験者、自治体及び関連団体関係者等からなるワーキンググループを置く。

#### 4. 事務

検討会の事務は、環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室が、請負業者の協力を得て行う。

#### 5. スケジュール

別紙のとおりとする。

#### 6. その他

検討会は原則公開とする。ただし、ワーキンググループを設置した場合、ワーキンググループは非公開とする。この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定めるものとする。

(別 紙)

**令和 2 年度災害廃棄物対策推進検討会  
開催スケジュール（案）**

回	開催時期	主な議題
第 1 回	10 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検討会の開催要綱及び目的について</li><li>・ ワーキンググループの設置について</li><li>・ これまでの検討会の検討内容について 等</li></ul>
第 2 回	12 月頃 (今後調整)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ワーキンググループの中間報告について</li><li>・ 全国各地の自然災害における災害廃棄物対策について 等</li></ul>
第 3 回	3 月頃 (今後調整)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ワーキンググループの最終報告について</li><li>・ 災害廃棄物対策の今後の検討事項について 等</li></ul>